

# 『保育士登録』ってなんだろう



## Q. いつから始まったの？

A. 児童福祉法の改正により、平成15年から、「保育士（保母）資格証明書」など、保育士となる資格を証明する書類だけでは、「保育士」として業務を行うことができなくなりました。保育士として業務を行うには、都道府県知事に対し登録手続きを行い、その業務に就く前に「保育士証」の交付を受ける必要があります。これが、「保育士登録」と呼ばれる制度です。

## Q. 『登録していない』とどうなるの？

A. 登録が済んでおらず「保育士証」が交付されていない方は、「保育士」とは見なされず、「保育士」の名称を使用することも業務に就くこともできません。

保育士として業務を行っていない方については、必ずしも登録をする必要はなく、登録をしなくても保育士となる資格がなくなるわけではありません。

ただし、今後、保育士として業務を行おうと考えている方は、業務に就く前までに保育士登録をしておく必要があります。

## Q. 『登録』するにはどれくらいの期間がかかるの？

A. 申請書類の受付から「保育士証」交付までの期間は、2ヶ月程度必要です（但し、書類不備、申請書類の受付時期・状況等によっては更に時間を要する場合があります。）

\*手続きを早めることはできませんので、登録が必要な方は早めの申請が必要です。

## Q. 『登録』するにはどうしたらいいの？

A. 登録についての簡単な手順を紹介します。（登録詳細については次ページ）



《登録の手順》

1. 「保育士登録の手引き」を請求します

申請書類の添付された「保育士登録の手引き」が1人につき1部必要です。

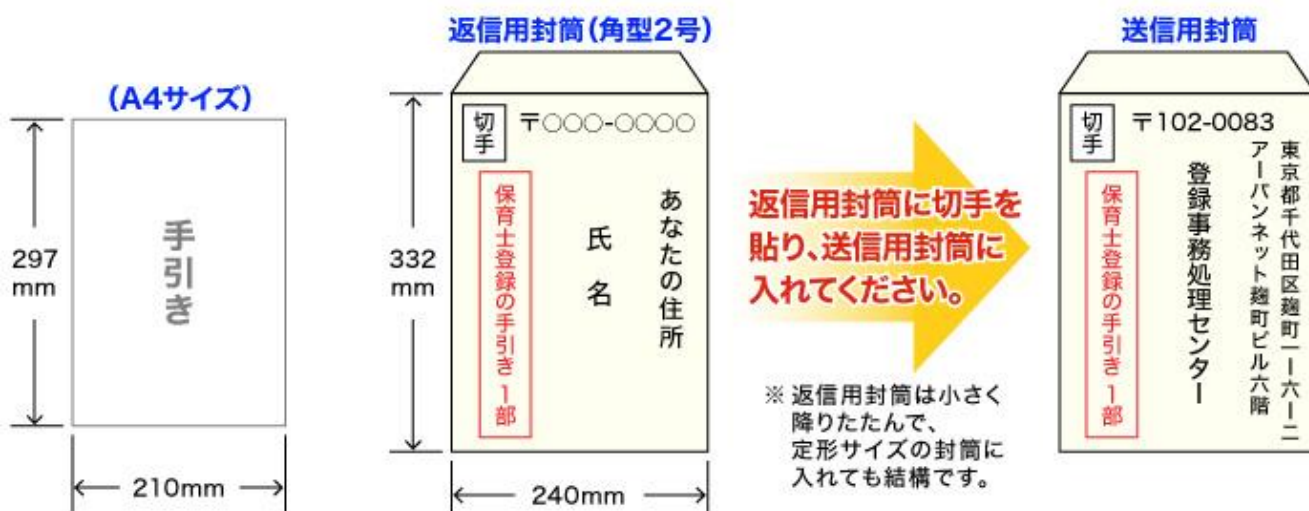
(1) 角型2号（A4用紙が折らずに入るサイズ）の返信用封筒を用意ください。  
表面にあなたの住所・氏名を記入します。

(2) 返信用切手を貼ります

郵便料金

請求部数 (交付者1名につき1部)	基本料金 (定形外)	速達料金
1部	140円	基本料金に280円加える
2~3部	250円	
4~6部	400円	基本料金に380円加える

(3) 登録事務処理センターあて封筒に返信用封筒を入れ、表面に赤字で「保育士登録の手引き〇部請求」と明記し、センターに郵送します。



請求先：都道府県知事委託 保育士登録機関  
登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）

〒102-0083

東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6階

電話番号 03-3262-1080

（肉声案内：平日 9:00~17:00 音声案内：終日）

2. 登録手数料：4,200円 を指定された口座に振り込みます。

3. 登録申請書類を準備します。

保育士登録申請に必要な書類をご用意ください。(必要書類の詳細は、「登録の手引き」「登録事務処理センターホームページ」に記載されています。

4. 登録の申請をします

「保育士登録の手引き」に沿って、上記の登録事務処理センターに申請書類を郵送します。  
申請書類郵送の際は、必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便をご利用ください。

詳しくは「登録事務処理センター」ホームページ

<http://www.hoikushi.jp/index.html>（「保育士の登録」で検索）を参照ください。

## Q. 「保育士証」の記載内容が変わったときは？

A. 氏名や本籍地都道府県の変更は、保育士証の再交付申請が必要です  
(手数料：1,600円)

(注意)「保育士の登録変更等の手引き」の請求が必要となります、くわしくは登録事務処理センターのホームページでご確認ください。

## Q. 「保育士証」を紛失したときは？

A. 再交付申請が必要です(手数料：1,100円)。

(注意)「保育士の登録変更等の手引き」の請求が必要となります、くわしくは登録事務処理センターのホームページでご確認ください。



Q.「保育士登録の手引き」(ピンク・黄色・グレー)を持っています。登録申請はできるの？

A. ピンク・黄色・グレーの冊子の「保育士登録の手引き」に記載されている連絡先住所、電話番号、受付時間はその後変更になっており、正しい連絡先ではありません。現在の連絡先等をご確認ください。

※「保育士登録の手引き」に同封されている申請書類送付用封筒には、移転前の住所が印刷されていますが、訂正せずにそのまま使用することができます。

Q. 保育士証明書はコピーではいけないの？

A. 保育士となる資格を証明する書類(保育士資格証明書等)のコピーでは受け付けできません。原本の添付が必要です。ただし、資格取得年月日が平成15年11月29日(改正児童福祉法施行日)より前のものについては、保育士証発送の際にお返しします。

保育士登録について、理解いただけただけでしょうか？

平成27年 2月25日(水)開催の研修会では、保育士登録の申請書・変更申請書を必要な方にお渡しします。

この機会に保育士登録の手続きをして、「保育士」を始めませんか？

山陽学園大学・山陽学園短期大学  
潜在保育士プロジェクト

平成27年1月 作成・配布

「登録事務処理センター」ホームページより一部抜粋

<http://www.hoikushi.jp/index.html>

